

海域制限揺らぐ根拠

辺野古政府、工事前提に設定

【東京】名護市辺野古の海域に政府が臨時制限区域を設定する法的根拠が揺らいでいる。2014年に新基地建設の工事を円滑に進めるため日米合意したものの、今年8月末に県が埋め立て承認を撤回し、工事ができなくなったためだ。26日、国政野党の国会議員らは防衛省に「臨時制限区域は設定根拠が失われている」などと指摘した。

承認撤回で作業中断



辺野古の新基地建設地周辺の臨時制限区域について追及する国民民主の原口一博衆院議員（左から3人目）ら=26日、国会

藤田幸久参院議員（国民民主）ら議員団は24日に辺野古を訪れ海上視察した際に、工事が止まっているにもかかわらず警備関係者から制限区域から出ていけ」と警告されたという。



制限区域は①陸上施設の保安②普天間飛行場代替施設の建設に係る区域の保安③水陸両用訓練に使用するため日米合同委員会合意し、官報にも告示したと説明。設定目的は「必ずしも代替施設建設のためだけではない」とし、現在も常時立ち入りが禁止されるとした。

これに対し、議員団は「水陸両用訓練などは工事の前からやっている。臨時制限区域は代替施設を造るために設けたのではないか（共産・宮本徹衆院議員）など、防衛省の主張の正当性

を疑問視した。実際、日米地位協定は提供区域について「米軍の使用」を想定している。日本側が工事のためだけに常時立ち入りを制限できる規定にはなっておらず、水陸両用訓練などを目的に加えることで、法的根拠を整えたとみられる。

官報告示でも、臨時制限区域の設定と同区域の共同使用の期間は「工事完了の日」までとして、工事を前提としている。海域には、臨時制限区域を示す浮標（ブイ）が設置されている。